

協会けんぽ2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み) | 医療分 (単位:億円)

収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への
拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

支出
約11.2兆円

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入
約11.9兆円

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があります。

令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、毎年被扶養者資格の再確認を実施しております。被扶養者が現在もその資格を満たしているかを確認するために、事業主様へ被扶養者状況リストをお送りします。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付時期

令和7年10月中旬～10月下旬

提出期日

令和7年12月12日(金)

確認の対象となる方

令和7年9月中旬時点において以下のいずれかの確認区分に該当する被扶養者(任意継続の被扶養者は除く)

①資格重複

健康保険の資格が重複している可能性が高い方

②要同居

同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

③収入超過

令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上の方は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や直近で扶養認定された方を除く)

令和7年度から被扶養者資格が解除となる可能性が高い対象者に絞って実施します

昨年度からの変更ポイント!

上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合



確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

※電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。 ※扶養解除となる対象者がいない場合でも、「被扶養者状況リスト」は協会けんぽへご提出ください。



詳しくはこちら!

事業者健診(定期健康診断)結果データをご提供ください!

従業員の皆様が毎年受けられている事業者健診(定期健康診断)の結果データは、「高齢者の医療の確保に関する法律(第27条)」により、協会けんぽへの提出が事業主様には義務付けられています。

提供するメリット

①従業員の健康管理に役立ちます!

健診結果に基づき、保健師・管理栄養士による健康サポート(特定保健指導)が無料で受けられる!

②健康保険料率上昇の抑制につながります!

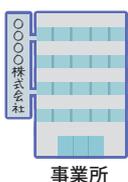
インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の実施率」に反映され、保険料率上昇の抑制につながります。

データ提供の方法

協会けんぽに「データ提供に関する提供依頼書」をご提出ください。

提出いただいた提供依頼書をもとに協会けんぽから健診実施機関に手続きを行います*。

詳しくはこちら!



事業所

①提供依頼書を提出

④保健師等による健康サポート



協会けんぽ

②依頼

③健診結果データの提出



健診実施機関

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診している場合は、自動的に健診機関からデータが届きますので、提供依頼書の提出は不要です。

※記載いただいた健診機関が健診データを作成できない場合は、事業主様へ健診結果の写し(紙)の提供をお願いする場合がございます。

申請書の提出は郵送で!

全国健康保険協会 和歌山支部
協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5
和歌山六番丁801ビル3階
TEL:073-421-3100(代表)

協会けんぽ和歌山支部の
LINE公式アカウントを始めました!

毎月2回健康情報など様々な情報を配信していきます。
友だち追加をお願いいたします!

